

# 実行団体の公募について

○ 実行団体の公募について

| 実行団体の選定・監督については、JANPIAと資金分配団体との資金提供契約書の第17条に規定されている。

① 公募により実行団体を選定します。

② 資金分配団体は、JANPIAから提示する実行団体用の公募要領の雛形をベースにして、資金分配団体の事業に沿った実行団体用の公募要領案を作成し、JANPIAの確認を経て、資金分配団体のWebサイト上で広く公表します。

※上記の実行団体用の公募要領雛形は、同資金提供契約書により公募要領に盛り込んでいただきたい事項を反映しています。

○ 実行団体の公募について

## II 実行団体用の公募要領の雛形（JANPIAから提供）

**【概要】**※休眠預金等交付金に係る資金を財源にしていることに注意

- 1 趣旨
- 2 休眠預金等交付金に係る資金の活用によりめざす姿
- 3 実行団体に期待される役割  
※1～3は記載済みです。休眠預金等を活用した事業の特徴的なものです。
- 4 本公募で解決すを目指す優先的に解決すべき社会の諸課題
- 5 実行団体への助成事業について  
※4～5は、資金分配団体ごとに個別に記載する必要があります。  
なお、記載に当たり参考となる事項を明記していますので参照してください。
- 6 申請資格要件
- 7 助成方針等
- 8 選定について  
※6～8は記載済みです。追加事項があれば追記してください。

○ 実行団体の公募について

9 申請の手続き（公募期間・申請方法・公募説明会の開催・申請に必要な書類）

※資金分配団体ごとに個別に記載する必要があります。

記載上の注意事項を明記していますので、この内容を確認の上、必要な事項を記載願います。

10 経費について

※記載済みです。

詳細は、JANPIAが別途定める「積算の手引き」及び「精算の手引き」を参照してください。

11 選定の流れ

12 選定時の審査項目

13 審査結果の通知と公開

14 選定後について

※11~14は記載済みです。追加事項があれば追記してください。

## ○ 実行団体の公募について

15 事業の評価

16 基盤強化について

17 実行団体に対する監督について

18 外部監査の実施

19 助成金の使途

※15~19は記載済みです。休眠預金等を活用した事業の特徴的なものです。

20 選定の取り消し等

21 助成金の返還

22 加算金及び延滞金

※20~22は記載済みです。詳細は資金提供契約書で定めることになります。

## ○ 実行団体の公募について

23 不正等の再発防止措置

24 情報公開

25 資金提供契約(資金提供契約書の構成のみ)

※23~25は記載済みです。追加事項があれば追記してください。

26 説明会の開催

27 問い合わせ先

※ 26・27は資金分配団体ごとに個別に記載する必要があります。